

## 宇治市小額契約等に係る請負工事検査要項

### (趣旨)

第1条 契約書の作成を省略する請負工事（請書の徴取を省略する場合を除く。）及び単価契約による請負工事（以下単に「工事」という。）の検査に関する検査職員の任命、検査手続、検査の報告及び検査の結果に関する処理は、この要項に定めるところによる。

### (検査職員の任命)

第2条 工事の検査職員（宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号。以下「財務規則」という。）第123条第2項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）は、当該工事の施行を担当する課又は室（以下「工事担当課」という。）に所属する、工事を担当する係の長又はこれに準じる職以上の職にある者のうちから任命する。

### (検査手続)

第3条 工事担当課の長又はこれに準じる職にあるもの（以下「工事担当課長」という。）は、受注者から工事の完成検査の申出があり、又は工事完成通知書の提出があつたときは、工事検査通知書（別記様式第1号）を作成し、当該受注者及び当該工事の検査職員に通知するとともに、当該工事に係る請書その他検査に必要な書類を整理し、当該工事の検査職員に提出するものとする。

2 工事の検査職員は、検査に当該工事の監督職員（財務規則第122条第2項に規定する監督職員をいう。）及び受注者等の立会いを求めることができる。

### (検査の報告等)

第4条 工事の検査職員は、当該工事の検査を行つたときは、工事完成検査の結果を工事担当課長に報告するものとする。

2 工事の検査職員は、当該工事の給付が契約内容に適合することを確認したときは、工事完成検査調書（別記様式第2号）を作成

し、工事担当課長に提出するものとする。

( 検査の結果 )

第 5 条 工事担当課長は、前条第 2 項の規定により工事完成検査調書の提出を受けたときは、受注者に工事検査結果通知書（別記様式第 3 号）を交付し、工事目的物引渡書（別記様式第 4 号）の提出をさせるものとする。

2 工事担当課長は、工事の検査職員から工事の給付が契約内容に適合しないことを確認した旨の報告を受けたときは、工事検査結果通知書に指示書を添えて受注者に通知しなければならない。

3 工事担当課長は、前項の指示を受けた受注者から指示完了届の提出があつたときは、確認の上再検査の手続きを行うものとする。この場合においては、第 3 条及び前条の規定を準用する。

4 工事の検査職員は、再検査を実施する場合写真及び参考資料等により指示の完了が確認できるときは、実地検査を省略することができる。

( この要項の適用除外 )

第 6 条 第 1 条の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、工事の検査について宇治市請負工事検査規程（昭和 6 0 年宇治市訓令甲第 9 条）の規定を適用する。

附 則

この要項は、平成 1 4 年 6 月 3 日から施行する。

改正 平成 2 4 年 4 月 1 日

別記様式第 1 号（第 3 条関係） 工事検査通知書

別記様式第 2 号（第 4 条、第 5 条関係） 工事完成検査調書

別記様式第 3 号（第 5 条関係） 工事検査結果通知書

別記様式第 4 号（第 5 条関係） 工事目的物引渡書